99 新たな時代における経済上の提携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（日本・シンガポール新時代経済連携協定）（抄）

署名　二〇〇二年一月一三日（シンガポール）
効力発生　二〇〇二年一一月三〇日
日本国　二〇〇二年五月八日国会承認、一〇月三一日外交文書交換、一一月二日公布（条約第一六号）

前文（略）

第一章　総則

第一条（目的）この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) 次の手段を通じ、両締約国間の経済活動を円滑化し、促進し及び自由化すること並びに両締約国間の経済活動に対して安定的で予見可能な環境を提供すること。

(i) 両締約国間の物品の貿易に対する関税その他の障害を軽減し、又は撤廃すること。

(ii) 両締約国間の物品の貿易を円滑化するため、通関手続を改善すること。

(iii) 両締約国間の貿易取引文書の電子化を促進すること。

(iv) 製品又は工程の適合性評価手続の結果の相互承認を円滑化すること。

(v) 両締約国間のサービスの貿易に対する障害を廃止すること。

(vi) 投資の機会を相互に増大し、並びに投資家及び投資財産に対する保護を相互に強化すること。

(vii) 専門家を含む商用目的の者の移動を容易にすること。

(viii) 知的所有権の分野における両締約国間の協力を発展させること。

(ix) 政府調達の分野への参入の機会を増大すること。

(x) 反競争的行為に対する効果的な規制を奨励し、及び反競争的行為の分野における協力を促進すること。

(b) 次の手段を通じ、両締約国間の経済関係を更に強化するための協力の枠組みを確立すること。

(i) 金融サービスの分野における規制に係る協力を促進し、両締約国及びアジアにおける金融市場（資本市場を含む。）の発展を円滑化し、並びに両締約国の金融市場基盤を整備すること。

(ii) 情報通信技術及びこれに関連する役務の発展又は利用を促進すること。

(iii) 科学技術の分野における協力を発展させ、及び奨励すること。

(iv) 人材養成の分野における協力を発展させ、及び奨励すること。

(v) 両締約国の民間企業間の交流及び協力を円滑化すること を通じ、それら民間企業による貿易及び投資活動を促進すること。

(vi) 両締約国の中小企業間の緊密な協力を円滑化することを通じ、それら中小企業による貿易及び投資活動を特に促進すること。

(vii) 放送の分野における協力を発展させ、及び奨励すること。

(viii) 両締約国における観光を促進し、及び発展させること。

第二条（透明性）1　各締約国は、法令及び行政上の手続、一般に適用される行政上の裁定及び司法上の決定並びに国際協定であって、この協定の運用に関連し又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものにする。

2　各締約国は、他方の締約国の要請に基づき、1に規定する事項に関して速やかに当該他方の締約国の個別の質問に応じ、当該他方の締約国に情報を提供する。

第三条（秘密の情報）1　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなる秘密の情報の提供を要求するものと解してはならない。

2　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、金融機関の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報の提供を要求するものと解してはならない。

3　各締約国は、自国の法令に従い、この協定に従って他方の締約国が提供した秘密の情報（商業的秘密情報を含む。）の秘密性を保持する。

第四条（安全保障のための例外及び一般的な例外）1　この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置

(iii) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iv) 武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠な調達に関連する措置

(v) 戦時その他の当該締約国又は国際関係の緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

2　1の規定の適用に当たり、適当な場合には、世界貿易機関設立協定中の関連規定の解釈及び運用を考慮する。

3　この協定のいかなる規定も、締約国が中枢的な通信基盤を不法な行為から防護するために必要な措置をとることを妨げるものと解してはならない。

第五条（租税）1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については適用しない。

2　租税に係る課税措置にこの協定の規定の適用がある場合には、その限りにおいて、当該課税措置について前三条の規定を適用する。

第六条（他の協定との関係）1　この協定と両締約国が当事国となっている他の協定とが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

2　この協定の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一A一九九四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下「一九九四年のガット」という。）の条項を引用する場合において、該当するときは、解釈に係る注釈を含む。

第七条（実施取極）両締約国は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第八条（総括委員会）1　この協定の適切な実施を確保し、両締約国間の経済上の関係及び連携について見直しを行うとともに、この協定の目的を促進するためのこの協定の改正の要否について検討するため、総括委員会を設置する。

2　総括委員会の任務は、次のものを含む。

(a) この協定の実施について見直しを行うこと。

(b) 両締約国が関心を有する貿易又は投資に関連する措置に関する事項について討議すること。

(c) 企業の経済活動のための両締約国間の環境の整備を大幅に進展させるために適切な措置をとることを相互に奨励すること。

(d) 物品及びサービスの貿易並びに投資の更なる自

ベーシック条約集

由化及び円滑化について検討し、及び勧告すること。

(e) 一層広範な協力を通じ、この協定の目的を促進する方法について検討し、及び勧告すること。

(f) 随時に、かつ、第一〇条に規定する一般的な見直しの一環であるかどうかを問わず、この協定の改正又はこの協定に基づいて行った約束の修正について検討し、及び勧告すること。

3　この協定の規定が立脚する世界貿易機関設立協定の規定が改正された場合には、両締約国は、総括委員会を通じ、そのような改正をこの協定に組み入れる可能性を検討する。

4　総括委員会の組織は、次のとおりとする。

(a) 総括委員会は、両締約国の代表者から成る。

(b) 総括委員会は、両締約国の大臣又は大臣から委任を受けた政府の上級職員を、その共同議長とする。

(c) 総括委員会は、作業部会を設置し、自己の任務の遂行を作業部会に委ねることができる。

5　両締約国間の経済上の連携を発展させ及び強化することを目的として、両締約国の政府、学界及び財界の間の相互の対話を促進するため、作業部会は、必要に応じ、適切な専門知識を有する学者及び経済人をその討議に招請することができる。

6　総括委員会の通常会合は、毎年一回、締約国において交互に開催する。総括委員会の特別会合は、いずれかの締約国の要請に基づき、三〇日以内に開催する。

第九条（締約国間の連絡）各締約国は、この協定に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第一〇条（一般的な見直し）両締約国は、この協定の運用についての一般的な見直しを二〇〇七年に行うものとし、その後においては五年ごとに行う。

第二章　物品の貿易

第一一条（第二章における用語）この章の規定の適用上、

(a) 「他方の締約国の原産品」とは、他方の締約国の産品であって、次章の規定に従って原産品として扱われるものをいう。

(b) 「その他の課徴金」とは、第一四条4においては、一九九四年のガット第二条1(b)に定めるその他のすべての種類の租税又は課徴金をいう。

(c) 「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(d) 「経過期間」とは、この協定の効力発生の日の後一〇年が経過するまでの期間をいう。

(e) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(f) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づきそのように認められるものは含まない。

(g) 「国内産業」とは、締約国の領域内で活動する同種の若しくしくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

第一二条（物品の分類）両締約国間で取引される物品の分類は、商品の名称及び分類についての統一システム（以下「統一システム」という。）に適合したものとする。

第一三条（第二章に基づく内国民待遇）各締約国は、一九九四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対し内国民待遇を与える。

第一四条（関税の撤廃）1　各締約国は、附属書Iに掲げる産品について、附属書Iに定める自国の実施日程に従って関税を撤廃する。関税上のこの特恵待遇は、他方の締約国の原産品に対し、かつ、その輸入が第二七条の積送基準を満たす場合にのみ与えられる。

2　いずれか一方の締約国の要請により、両締約国は、次の事項を検討するため協議を行う。

(a) 附属書Iに定める関税の撤廃時期の繰上げ

(b) 附属書Iに掲げる品目以外の品目の関税の撤廃に向けた計画

2に規定する協議により物品の貿易の一層の自由化について合意が得られた場合には、これを附属書Iに含める。

3　各締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は輸入に関連して課されるその他の課徴金が存在する場合には、それらを撤廃する。いずれの締約国も、他方の締約国の産品の輸入について又は輸入に関連してその他の課徴金を新たに課してはならない。

4　この条のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の産品の輸入に際して次のものを随時課することを妨げるものではない。

(a) 当該輸入産品と同種の国内産品に対し又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され若しくは生産されている産品に対して一九九四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(b) 一九九四年のガット第六条並びに世界貿易機関設立協定附属書一A一九九四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合するダンピング防止税又は相殺関税

(c) 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

第一五条（関税上の評価）両締約国は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定については、世界貿易機関設立協定附属書一A一九九四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下「関税評価協定」という。）第一部の規定の例によ

る。

第一六条（輸出税）いずれの締約国も、自国の領域から他方の締約国の領域に輸出される産品についていかなる税も課し又は維持してはならない。

第一七条（非関税措置）各締約国は、次の規定に従うものとする。

(a) 他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国の領域に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し又は維持してはならない。

(b) 貿易にもたらされ得るゆがみを可能な限り最小にするため、(a)の規定の下において認められる非関税措置の透明性及び世界貿易機関設立協定に基づく義務の完全な遵守を確保する。

第一八条（緊急措置）1　一方の締約国は、第一四条に規定する関税上の特恵待遇を与えられる他方の締約国の原産品が同条に基づき当該原産品の関税を引き下げ又は撤廃した結果として絶対量において増加した数量で自国の領域に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この条の規定に従うことを条件として、経過期間中に限り、当該損害を防止し又は救済し及び調整を容易にするために最小限必要な範囲において、次のいずれかの措置をとることができる。

(a) この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i) 措置をとる時点における実行最恵国税率

(ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

2　締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定（以下「セーフガード協定」という。）第三条及び第四条2に規定する手続の例により、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ1に規定する措置をとることができる。ただし、この調査は、いかなる場合であっても、その開始の日の後一年以内に完了するものとする。

3　次の条件及び制限は、1に規定する措置をとる場合に適用する。

(a) 締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(i) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する調査を開始する場合

(ii) 輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合

(iii) 当該措置をとる決定を行う場合

(b) (a)の通報を行うに当たり、当該措置をとろうとする締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの証拠、対象となる産品及びとろうとする当該措置の正確な説明、当該措置を導入しようとする期日並びに予定適用期間を含むものとする。

(c) 当該措置をとろうとする締約国は、調査から得られる情報を検討し、当該措置に関し意見を交換し及び4に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を確保する。両締約国は、この協議を行う場合には、次の事項について決定するため、特に、

(i) 当該措置がこの条の規定に適合しているかどうか。

(ii) 当該措置がとられるべきであるかどうか。

(iii) 当該措置が両締約国間の貿易に不必要な障害をもたらすかどうか。

(d) 当該措置は、重大な損害を防止し又は救済し及び調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、一年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、(c)に規定する協議を行うことを条件として措置の適用期間を最長三年とすることができるものとし、この場合において、当該措置をとる締約国は、他方の締約国に対し当該措置を漸進的に撤廃する計画を提示する。

(e) 当該措置が適用された他方の締約国の原産品の輸入については、1に規定する措置を再度とってはならない。

(f) 当該措置の適用期間の終了後における関税率は、当該措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

4　1に規定する措置をとろうとする締約国は、他方の締約国に対し、当該措置の結果生ずると予想される貿易上の補償の適切な方法を提供する。両締約国が、3(c)に規定する協議において三〇日以内に補償について合意することができない場合には、当該他方の締約国は、この協定に基づく関税に関する約束であって、当該措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。この4の規定により約束の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を達成するために最小限必要な期間に限り、これを行使することができるものとする。

5　一九九四年のガット第一九条及びセーフガード協定に適合しない場合を除くほか、この章のいかなる規定も、締約国が輸入産品（他方の締約国からのものを含む。）に対し、その輸入源のいかんを問わずセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

6　各締約国は、1に規定する措置の手続に関する法令その他の定めが、一貫した、公平な、かつ、合理的